



認証木材を使用して新築・リフォーム
される方に金利優遇を実施します！

令和
8年度

地域に木づかう住宅資金貸付制度



豊かな住空間の創出

木に囲まれた空間は、木の持つ香りや温もり、木目模様による視覚的な安らぎ、高い調湿効果・断熱性などにより、豊かな住空間を創出することができます。

また、木材は時間とともに色見が変化して独特の味わいが増していき、自然ならではの経年変化を楽しむことができます。



森林循環・脱炭素社会への貢献

徳島県の県土のうち、森林が約76%を占め、スギ・ヒノキなどの人工林の割合が約6割を占めます。また、スギに限れば、主伐（木材として収穫するために行う伐採）が可能となる50年を超えるものが7割を超えていることから、県は全国よりもいち早く本格的な伐採期を迎えています。

木材の利用は、「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用を進め、森林のCO₂吸収作用を強化するとともに、省エネ資材である木材の利用はCO₂排出削減にも寄与するため、木材利用を促進することは、脱炭素社会の実現にも貢献します。



貸付上限

新築、建築
3,000万円

リフォーム、増改築
1,350万円

詳細は本パンフレットをご確認ください。

森を木づかう住宅資金貸付制度とは…

森林は、植える、育てる、収穫する、そして使用するという循環により、健全に保全されます。CO₂の吸収や県土を災害から守るなど、森林が持つ多様な働きを発揮させていくために、県産材を使用して家を建てることは、県内の森林を育てることに繋がる大切なことです。

本制度は、県産材を利用促進し、循環させることにより、地球温暖化の防止や森林環境の保全に資することを目的とした県と金融機関の協調融資制度です。


地域の金融機関の協力により、認証木材を使用して住宅を新築・リフォームされる方に金利優遇が実現されました。

貸付を受けられる方

● 貸付を受けられる方は、次の要件を全て満たす方です。

- (1) 県内で自ら居住するための住宅を建設、リフォームされる方
- (2) 対象住宅を県内に本店の所在する業者によって建築される方
- (3) 徳島県勤労者住宅建設資金と併用しない方

貸付の内容

対象住宅	認証木材使用住宅 (新築・建売住宅)	認証木材使用リフォーム (リフォーム・増改築)
要件	認証木材を梁・桁に100%使用する住宅又は構造材に使用した認証木材の割合が構造材に使用した木材の割合の50%以上の住宅をいいます。 	認証木材の使用割合が、使用した全ての木材の割合の50%以上の木質化リフォーム又は増改築をいいます。 
上限金額	3,000万円	1,350万円
貸付金利	当初10年間 貸付金利は、取扱金融機関の店頭及び県ホームページでご案内しています。 ※金利は、お申込み時ではなく、資金をお受け取りいただく時の金利が適用されます。 11年目以降 11年目以降の貸付金利は、取扱金融機関の定めによります。	
貸付期間	取扱金融機関の定めによります。	
その他	償還方法、担保など住宅ローンに必要な貸付条件は、取扱金融機関の定めによります。	

※ 当制度における認証木材とは、徳島県木材認証制度の合法的に伐採された県産材である「産地認証」を受けた木材をいいます。

貸付予定者のお申込み

- 取扱金融機関で貸付予定者のお申込みをしてください。

【お申込みに必要な書類】

- (1) 貸付（予定者）申込書
- (2) その他各取扱金融機関が必要とする書類（詳しくは、各取扱金融期間にご確認ください。）

借入のお申込み

- 貸付のご契約、資金のお借入及び償還等の手続きは、お申込みした金融機関で行ってください。

【お借入に必要な書類】

- (1) 借入申込書（金融機関所定のもの）
- (2) 認証木材使用確認結果通知書
- (3) その他各取扱金融機関が必要とする書類（詳しくは、各取扱金融期間にご確認ください。）

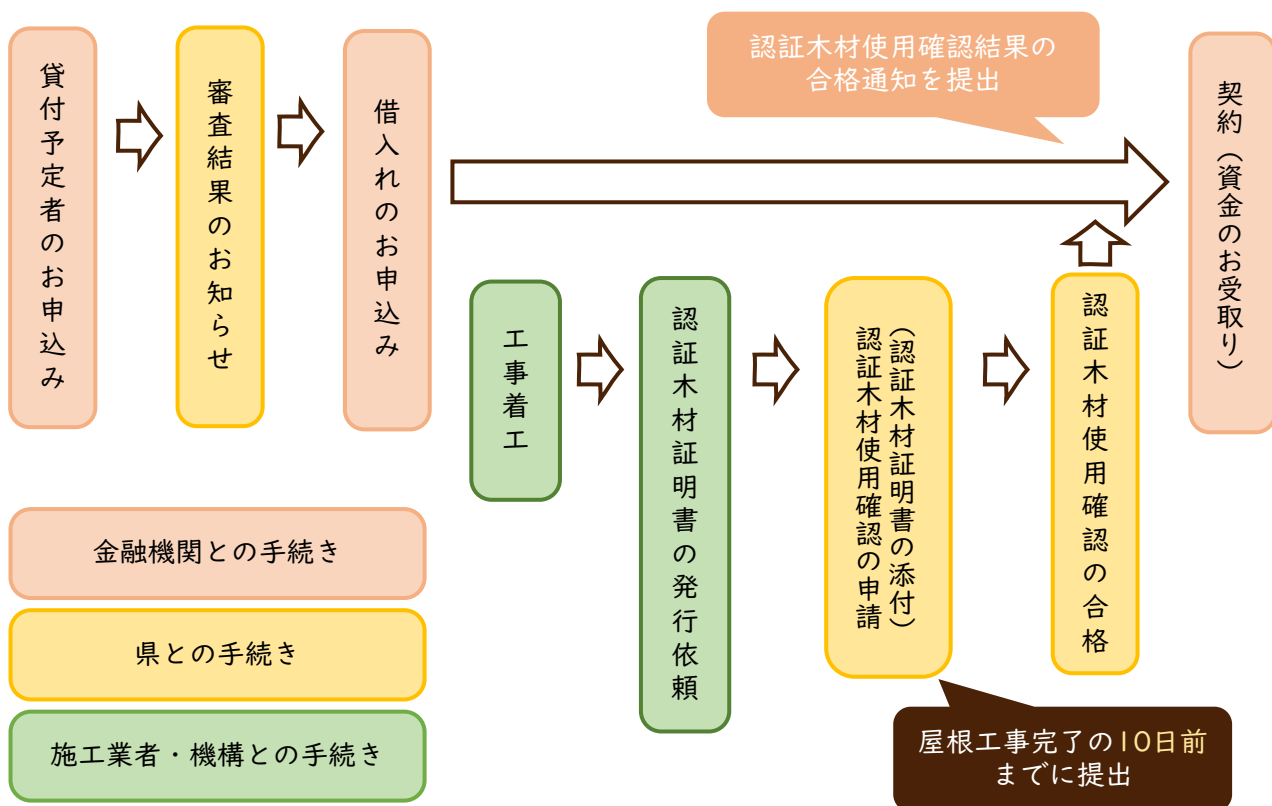
※貸付条件を満たさない場合や不適正がある場合は、貸付を中止・取消する場合があります。

お申込み受付期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

（ただし、予定の貸付枠に達した時点で、受付を締め切ります。）

手続きの流れ



- 建売住宅の場合には、認証木材使用確認の手続きは建売住宅建設業者が行ってください。
- 資金借入のお申込みは、貸付予定者のお申込みをした金融機関で行ってください。
- 認証木材証明書は、認証木材使用確認申請のとき又は対象住宅の完成までの間に発行され次第、速やかに提出してください。
- 資金の貸付決定は、当制度の認証木材使用確認後となります。

徳島県木材認証制度とは…

木材を安心して消費者に使用してもらうことを目的に、徳島県が制定した「徳島県木材認証制度のためのガイドライン」に則して、徳島県木材認証機構が「産地」「品質」を証明する制度です。

● 証明書の発行

証明書は、大工・工務店及び一般消費者の皆様が機構に申請することで発行されます。

● トレーサビリティ

認証木材がどこで育ち、どのような製造工程をたどって流通してきたか、トレーサビリティを整備することで、木材を安心して使用できる仕組みを作っています。



■ 証明書発行のお申込み先

徳島県木材認証機構

〒770-8001 徳島市津田海岸町5-13
徳島県木材協同組合連合会内
電話：088-662-2521 FAX：088-662-2224
ホームページ：<https://awa-kenmokuren.com/archives/558>



取扱金融機関一覧

<電話番号>

阿波銀行	あわぎん相談プラザ新町	0120-106-023
徳島大正銀行	とくぎんローンセンター	0120-50-4588
四国銀行	徳島営業部	088-622-4141
四国労働金庫	徳島支店 融資課	088-623-1112
徳島信用金庫	審査管理部審査課	088-622-3195
阿南信用金庫	審査管理部	0884-22-1226
徳島県信用農業協同組合連合会	地域振興部地域振興班	088-634-2351
徳島県信用漁業協同組合連合会	融資課	088-636-0530

お問い合わせ先

徳島県農林水産部林業振興課（電話：088-621-2484）

当制度については、徳島県ホームページでもご紹介しておりますので、ご覧ください。



徳島県 H P